

主な緑地保全関連制度と土地所有者支援制度の概要

1 国の制度と国・市による優遇措置

制度名	概要	指定主体等	土地利用規制等	土地所有者優遇制度	市の所管課	
古都保存法	歴史的風土保存区域	国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定する	国(告示) 約 989ha	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用等にあたり、県知事への届出が必要。 風致地区と重複するため、市長の同地区内行為許可が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林管理事業の対象となる。 保存樹林の指定により、奨励金交付対象となる。 山林、原野は固定資産税・都市計画税を課さない。(市税条例) 	都市景観課(県条例で届出受理を市に委任) みどり課(保存樹林) 公園課(樹林管理事業)
	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土の保存上、区域のうち重要な部分を指定する。	県(都市計画決定) 約 573.6ha	<ul style="list-style-type: none"> 原則として凍結保存 土地利用等にあたり、県知事の許可が必要 風致地区内行為許可も兼ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林管理事業の対象となる。 保存樹林の指定により、奨励金交付対象となる。 全ての土地で固定資産税・都市計画税を課さない。(市税条例) 一定の条件のもとに県に土地の買入れ申し出ができる。(市が国庫補助を活用した買入れ先になることは不可) 相続税の一定の評価減(行為規制の内容で判断される) 	都市景観課(許認可経由事務) みどり課(指定拡大の要請、保存樹林) 公園課(樹林管理事業)
首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、住民の健全な生活環境を確保する。また近郊整備地帯の無秩序な市街化を防止、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的に指定。	国(告示) 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 約 1,096ha 鎌倉市域約 294ha	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用等にあたり、県知事への届出が必要。 風致地区と重複する土地では、市長の同地区内行為許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林管理事業の対象となる。 保存樹林の指定により、奨励金交付対象となる。 山林、原野は固定資産税・都市計画税を課さない。(市税条例) 	都市景観課(県条例で届出受理を市に委任) みどり課(指定拡大=平成 18 年完結=、保存樹林) 公園課(樹林管理事業)
	近郊緑地特別保全地区	区域のうち特に良好な自然の環境を有する等する地区を指定。	県(都市計画決定) 1箇所 約 131ha	<ul style="list-style-type: none"> 原則として凍結保全 土地利用等にあたり、市長の許可が必要 風致地区内の土地では行為許可も兼ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林管理事業の対象となる。 保存樹林の指定により、奨励金交付対象となる。 一定の条件のもとに市に土地の買入れ申し出ができる。(県が国庫補助を活用して買入れを希望することは可能) 相続税 8 割評価減。 	※H24 県から買入れ等の事務移譲 都市景観課(許認可・買入れ申出受理) みどり課(指定=平成 23 年完結=、土地買入れ、保存樹林、緑地保全契約) 公園課(樹林管理事業)
都市緑地法	特別緑地保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的保全を図るために指定。	市(都市計画決定) 11箇所 約 49.4ha	<ul style="list-style-type: none"> 原則として凍結保全 土地利用等にあたり、市長の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 樹林管理事業の対象となる。 保存樹林の指定により、奨励金交付対象となる。 緑地保全契約により、奨励金交付対象となる。 全ての土地で固定資産税・都市計画税を課さない。(市税条例) 一定の条件のもとに市に土地の買入れ申し出ができる。 相続税 8 割評価減。 	都市景観課(許認可・買入れ申出受理) みどり課(指定、土地買入れ、保存樹林、緑地保全契約) 公園課(樹林管理事業)
	市民緑地制度	緑地等の所有者が市と契約し、都市における公開された緑地を提供する制度。	土地所有者と市の契約 1箇所 4,994.37㎡	<ul style="list-style-type: none"> 市が土地の管理者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市が土地の管理者となる。 固定資産税等は非課税(国制度) 契約年数 20 年以上、無償貸付等により相続税 2 割評価減 	みどり課(契約・愛護会対応) 公園課(管理)
森林法	保安林		農林水産大臣又は 県知事 約 171ha	<ul style="list-style-type: none"> 原則として森林を維持 土地利用等にあたり、県知事の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹林の指定により、奨励金交付対象となる。 緑地保全契約により、奨励金交付対象となる。 固定資産税非課税(国制度) 伐採内容等に応じて相続税の評価減(3~8割) 	みどり課(保存樹林、緑地保全契約)

2 県の土地所有者支援制度

制度名		概要	奨励金交付主体・奨励金
県自然保護奨励金交付要綱	自然保護奨励金	<ul style="list-style-type: none"> 地域制緑地等の指定地域内の交付対象地(山林・原野・池沼)所有者に、自然保護奨励金交付要綱に基づき、神奈川県が奨励金を交付する。 鎌倉市に関連する交付対象地は、「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「風致地区」「保安林」 	県 ※1ha以上の土地所有者に対し、緑地の手入れを行った領収書の提出をもって、8,000円/haを交付。

3 市の主な土地所有者支援制度の概要

制度名	概要	奨励金等の土地所有者メリット	所管課	備考	
緑の保全及び創造に関する条例	緑地保全推進地区	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に係る法制度適用(特別緑地保全地区の指定や都市公園としての市による用地取得)までのつなぎ策として、条例に基づき緑地保全推進地区を指定する。 地区指定には、案の縦覧、緑政審議会への諮問・答申等の手続必要 指定地区内での土地利用にあたっては、市長協議が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 市の樹林管理事業の対象となる。 緑地保全事業推進要綱に基づく緑地保全契約等との重複可。(下段の説明を参照) 	みどり課 公園課	<ul style="list-style-type: none"> 指定面積 約36.35ha(平成29年度末)
	保存樹木・樹林・生け垣 ※保存樹林は原則として市街化調整区域に指定	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するため、所有者の承諾を得て指定する。(3年間の指定・更新可) 古都6条指定等前の緑地保全の緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用する。 伐採、所有権移転等にあたっては、市長に届出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木等を保全するための奨励金交付(条例第20条の規定に基づく交付) 樹木:1,800円/本(要綱規定は2,000円、予算に応じて附則で減額、以下同じ) 樹林:530円/100㎡(700円) 生け垣:860円/10㎡(1,000円) 	みどり課	<ul style="list-style-type: none"> 指定本数等(平成29年度末) 保存樹木:327本 樹林:2,420,093.63㎡(約242ha) 生け垣:9,182.54㎡
樹林の管理に関する要綱	樹林管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第20条の規定に基づき、樹林を良好に管理することを支援するため、市が樹林を管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市による樹林管理(所有者の管理を支援) 	公園課	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度予算額 約2,600万円
緑地保全事業推進要綱	緑地保全契約 ※市街化区域内の緑地が対象	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に広がるまとまりのある優れた緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的として、土地所有者と保全契約を締結する。(原則10年契約・更新可) 伐採、所有権移転等にあたっては、市長協議が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金交付(要綱施行細則第6条の規定では20円。附則で減額し、13円/㎡+固定資産税・都市計画税相当額) 	みどり課	<ul style="list-style-type: none"> 契約面積(平成29年度末):114件・528,877.72㎡(約53ha)
まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱	まち並みのみどりの奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> 奨励金交付(標準経費又は工事費の1/2又は2/3) (参考)標準経費 高木H=3.0m以上25,200円/本、生け垣H=1.5m以上16,300円/m(H29年度) 	みどり課	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象接道緑化延長(平成29年度):169.43m